道州制推進道民会議 第2回地域意見交換会 『アクティブ・道州制!』

日 時 平成18年6月10日(土)10:00~ 場 所 岩見沢平安閣 4階 平安の間 (岩見沢市5条東2丁目)

〇川城局長:

皆様、おはようございます。雨の中、ようこそおいでいただきました。

ただいまから、道州制推進道民会議第2回地域意見交換会を開催させていただきます。 本日は土曜日にもかかわらず、また天候の悪い中、このようにたくさんの皆様にお集まり いただきまして、本当にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます北海道企画振興部地域主権局長の川城と申 します。どうぞよろしくお願いいたします。

道では、地域のことは地域で決めることができる、いわゆる「地域主権型社会」というものを目指しておりまして、国から道への権限の移譲ですとか規制の緩和、そういったことを求めている道州制特区でございます。それから、道から市町村への事務権限の移譲というものを進めさせていただくと、そういったモデル的な取り組みを今進めさせていただいているところでございます。これらの取り組みに当たりましてはもちろん、道民の皆様との十分な意見交換と議論を積み重ねさせていただくということが何よりも大事だというふうに私ども考えております。そういったことで、昨年の6月に、知事と14人の有識者の皆様から成る「道州制推進道民会議」というものを設置いたしまして、道州制などの議論を行い、そしてその議論をできる限り道民の皆様にお伝えをしていくということをしてまいったところです。さらに、この議論をより活発に進めるということで、皆様方との対話を深めていきたいということでございまして、今回、知事そして道民会議の委員の皆様が地域に出向きまして、皆様方と意見交換をさせていただきたいということで始めているものでございます。

この意見交換会は、5月28日の函館での意見交換会を皮切りといたしまして、全道6カ 所で進めさせていただきたいということで考えております。今日はその第2回目というこ とで、ご当地、岩見沢にお邪魔したということでございます。この機会に、是非いろいろ なご意見を承りたいというふうに考えております。

では、まず初めに、高橋知事から皆様方へのごあいさつとメッセージをお伝えさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、知事に登壇を願いたいと存じます。

〇高橋知事:

皆さん、今日はお休みの日、こうやって多くお集まりいただいて、まことにありがとう ございます。

今回は、道州制の問題についての地域の皆様方の意見交換会第2弾といたしまして、1回目は道南の函館でやらせていただいたわけでございますが、岩見沢にお邪魔をさせていただいたところでございます。今日も前回と同じように、道州制推進道民会議のメンバーの方々とともに、お集まりの皆様方とお話を進めてまいりたいと思う次第であります。それに先立ちまして私から、20分から25分ぐらいをめどにお話をさせていただこうと思っております。

お手元に「アクティブ・道州制!」、こういうレジュメがあるかと思いますので、これ を見ながら説明を聞いていただければと思う次第であります。

この道州制の議論に入ります前に、既に私どもは数百回にわたって広い北海道の中、私を含めて道州制関連の職員が各地にお邪魔をして、さまざまな意見交換会をやらせていただいている中で、幾つか出るご質問の中で多いものの一つに、「『道州制、道州制』と言うけれども、小泉さんが総理をやめたら立ち消えになるのではないか?」というお話がございます。ここからまずお話をしてまいりたいと思います。

このことは大いなる誤解が含まれております。それをちょっと以下申し上げたいと思うのですが、まず第1は、道州制というのは小泉さんが言い出したからやるということではございません。北海道では将来の道州制を見据えた場合に、道は道のままである。これはだれが見てもそうでありますので、私の前任の堀知事の時代から、平成12年から有識者会議を設けまして、その場で将来道州制になった場合に、そしてとりわけその先兵として北海道がそういったことになる可能性が高い中で、いろんな物事の考え方の整理、そういった検討をしてきた経緯がございます。だからこそ、小泉さんが総理になられた後、私が知事になってそういう話があったときに、我々道としてパパッと対応ができたというのは、そういう北海道における検討の蓄積があったということが一つ言えると、このように思っているところでございます。

それで、二つ目は、そもそも道州制というのは、国と道という広域自治体、道州との間の問題だけではないのです。後からお話を進めてまいりますが、道内におけるいろんな行政サービスの提供の主体は、むしろ市町村であります。今日、奈井江町長さんにもお越しいただいておりますけれども、そういった意味では道州制を進めていくという中で、道内で市町村あるいは私たち道民一人一人が何ができるのか、何をしなければならないのか、こういったことが道州制の全体構想の中ではたくさんあるわけでありまして、せっかく前知事時代から6年以上の検討の経緯があるわけでありますので、道州制の推進をやっていきたいと、このように思っているところであります。

そして、第3番目は、まさに今、「道州制特区推進法案」なるものが国会に提出をされまして、そういった法律的なバックボーンもできつつあるということが一つあるわけであります。この意義をご理解いただきたい。法律というのは、やはり我々行政なりいろんなものの行動のベースとなるものでありますので、こういったものができれば、どなたが総理であられようが、どなたが知事であろうが、世の中がそういう方向性で議論が進んでいくというバックボーンになってくるわけでありまして、道州制の具体的な提案をこの2年半前にさせていただいて、官僚の壁というのが相当厚くて苦戦苦闘してきたわけでありますが、国会にこの法案が提出されたということで、我々北海道はやっとここまで来たなという思いを強く持っているところであります。

さて、それでこのレジュメの方に入ってまいりますが、そもそも「道州制とは何か」。 1ページの日本地図をちょっと見ていただきたいと思います。全国を幾つかのブロックに 分けて、今の47都道府県からもうちょっと広域な広域自治体をつくっていこうと。そして、 そういった広域自治体、これを道州と言っておりますが、ここに国からの大胆な権限移譲、 さらには市町村への大胆な権限移譲を行うことによって実現しようとする「地域主権型社 会の自治の仕組み」、これが道州制であるわけであります。

北海道は、前から申し上げております北海道のままであります。今でも全国の国土の22%、2番目に大きい岩手県の五、六倍あります。すごく広いのです。だから、道州制になっても道のまま。これは明らかでありますので、逆に道民の方々にとって見ると、「じゃ、何が変わるの?」という疑問が起こってくるわけでありまして、それにお答えするのが1ページの下であります。大胆な権限移譲を進める、ここが道州制のもう一つの大きな意味なわけでありまして、現在、向かって左の棒にあります国、都道府県、市町村、コミュニティ、そのいろんな仕事・権限を右のように持っていくと。体積から見ていただいておわかりになるように、市町村が主役になってくるのです。道州のところも私どものイメージは、今の都道府県の権限よりも小さくなります。圧倒的に小さくなるのは国であります。市町村が行政の中心になると同時に、私どもの描いている、あるいは私が描いている道州制の中では「コミュニティ」、これは住民相互の支え合いという、行政サービス以前の問題、民民ベースの話でありますが、ここがより重要になってくるのではないかと、このように思っているところでございます。

2ページの上へ行きますと、ではこういったことを進めることによって「何がメリットがあるんだい?」「何が変わるんだ?」ということについて、いろんなことを書かせていただいております。

まず、住民の声が行政に反映されやすくなる。それは当然ですよね。我々は国というと、 国会議員に投票していろんな議論をしていただくわけでありますけれども、なかなか見え にくいですよね、あまりに日本国全部。道州も比較の問題では見えにくい。その意味では やはり市町村が主役になっていただくことによって、住民が求めていることがちゃんとや られているかどうかということがとても反映されやすくなる。

それから、全国一律でない独自のしくみができる。全国一律で、大都市・東京と北海道 と沖縄とみんな同じような基準で決めていることが山ほどあるのですが、こんなおかしな ことはない。全国一律でない独自の仕組みができる、これがやはり道州制のもう一つの意 味であります。

二重行政、三重行政の無駄がなくなる。北海道は特にこれが明らかなのです。何となれば、北海道は47分の1の都道府県であると同時に、国のブロックの一つでもあるわけでありまして、要するに国の出先機関のカバーしているエリアと、我々道のカバーしているエリアが1対1になってしまっているのです。これはやはり、二重行政、三重行政が、特に三重行政、市町村含めてということでありますが、目立つ。これを何とか解消したい。それがなくなるというのがございます。

そうやって地域の自主性というのが反映されてくると、おのずと地域のやる気と力が生

まれてくる、こういったことも言えるわけであります。加えて、住民やコミュニティの活動が重要になってくる、受益と負担の関係が見えやすくなる、こういったことも同じような意味合いで出てくるわけであります。

そして、2ページの下にございますとおり、道州をつくること自体が道州制の目的ではない。ここは是非、今日お集まりの道民の方々にご理解をいただきたいと思います。

道州をつくると同時に、市町村にどんどんと権限を移譲させていただいて、市町村が行政サービスの中心になっていただくと同時に、地域における住民同士の支え合い、コミュニティというものを強化して、地方分権というのを大胆に進めていく。こういうことをこういう地域づくりをすることによって、草の根から元気にしていくことが道州制のねらいである、少なくとも北海道のねらっている道州制のねらいであるというふうにご理解をいただきたいと思う次第であります。

さて、3ページに入りますが、今、理想とするところを申し上げていきましたが、そうはいっても、やはり国が多くの権限を持って我々都道府県もそれなりの仕事をしているという現状にございますので、この現状から理想とする地域主権型社会の実現に向けて、我々は一歩ずつ物事を進めていくということが重要だと思っているところでございます。3ページの上の方です。このような大きな改革を一気に進めようとしても無理があるので、一つずつ課題を解決しながら、一歩一歩着実に進めていくことが重要。小さく産んで大きく徐々に育てていく、これが我々の目指すところであります。

さて、3ページの下でありますが、「道州制に向けた北海道の取組」。ここに書いてありますとおり、まず国から道への分権、これを「道州制特区」。後からも申します推進法に基づいてしっかりと進めていくということであります。

それから、道から市町村への分権、市町村への事務・権限移譲。これは着実に昨年度から進めさせていただいているところであります。道の権限の約半分を対象に市町村と協議をして、個別にご相談をしながら進めていく、こういったことを進めております。

さらにコミュニティへ。ここがやはり官依存体質の強い北海道が、明日に向けて自立を果たしていくために、地域間競争に勝っていくためには、ここをしっかりとやっていかなければ、全く北海道の将来というのは明るくない。逆に言えば、ここをしっかりやれば北海道はどの地域よりも、どの都道府県よりも、どの市町村よりも勝っていける私は潜在力を十分に持っていると、このように確信をいたしております。

さて、以下、今申しました一歩ずつのところを、ブレークダウンして申します。まず4ページの上、「国から道へ」というころであります。

「道州制特区」ということで、さっきちょっと申しました。小泉さんから「提案してちょうだいね」という話があって、我々は2年半前に2回にわたって大胆な提言をさせていただきました。詳しくは北海道のホームページにございますので、是非見ていただきたいのですが、2段階しているのです。大胆な究極の姿としての「道州政府の確立」。これはもう道と仕事の似通っているすべての国の出先機関と道が、一体となる道州政府というも

のをつくる。完全に二重行政をなくす。ここで、さまざまな政策をやっていくという究極の姿の提案と、もう一つは、今申し上げたこととややダブるところがあるのですが、それを10年後と我々は言っていますが、10年後そこで行く過程として、初めの1歩、これぐらいだったら、国も権限移譲を認めるだろうという初めの1歩、その二つを提案したのです。我々のその2年前の思いとしては、総理のお声掛けなのだから、初めの一歩のところがうまくスムーズにいけば、2歩、3歩、4歩といって最終の10年後に結びつけていくと、そういう絵姿だったのですが、この初めの1歩のところも、もう抵抗がすごくてほとんど進みませんでした、というところなわけであります。それで、去年の後半ぐらいから、これは遅まきながらこういった地方からの提案を、構造改革特区の推進法というのがあるのです、バックとなっている。ああいう法律をつくってもらって、真摯に国が受けとめるスキームを、構造改革特区なんかよりもさらに強い仕組みを国につくってもらう必要があろうということで、知事会からも推進法をつくってほしいという緊急アピールを出し、私ども北海道からもどんどん国会・政府にも申し入れをし、この通常国会に、この推進法案の提案が今成ったところというところであります。

4ページの下に推進法案の三つの中身を書いておりますが、一つは、国からの分権を道が提案し、国と同じテーブルで、これは総理が本部長を務める推進本部というのを閣内に設けてもらって、そこに道から提案をします。道が提案主体だから、その閣内の意思決定そのものに関与するとこれはちょっと論議矛盾してしまうので、意思決定自身には関与いたしませんが、ただ、この推進本部に知事も参画をして同じ立場で堂々と議論をするという、これは全国初めて、本邦初演の仕組みをつくろうとしているところでございます。

それから、第1弾の権限移譲として、これは法律上書いてございますが、国と道が類似の仕事をしているものを中心に移譲が行われます。ここに例示が書いてございます。これはですから、さっき申しました2年半前の提案、大きな10年後の理想の姿の提案と初めの1歩、このぐらいだったら国はやってくれるだろうな、その1歩の部分のそれもすべてやってくれていないのですよ、八、九割いっていますけれども。そういうものが第1弾の法律に位置づけられているところであります。はっきり言ってここは私は不満です。しかし、さっき言いました小さく産んで大きく育てるということで、一つ目のそういう提案を受けるスキームができたということを私はよしとして、さらに第2弾、第3弾の提案に向けた道内議論を展開していきたい、このように思っているところであります。

それで、この推進法案につきましては、今国会の会期は延長しないということが政府与党でどうもお決めになられたようでありまして、継続審議にならざるを得ない状況になっておりますが、秋の臨時国会での成立ということで私どもは考えているところでございまして、この法律の趣旨を理解した上で、私の同志である全国知事会からも、法案の早期成立を含めて緊急アピールを、二、三週間前に出してもらっているところであります。

さて、5ページに入ります。国から地方へ、に加えて我々道内でできる道州制「道から 市町村へ」という部分であります。 これは市町村への権限移譲を道が持っている仕事の半分ぐらいは可能だということでやっているわけでありますけれども、ただ、そうは言いましても、道内の基礎自治体、180万都市の札幌があるかと思えば、人口1,000を切った村もございます。幅広いバラエティのある自治体の現状にございますので、市町村の皆様方と個別にご議論を申し上げながら、準備が整ったところから権限移譲、財源移譲、人の移譲、そういうことをやっていくということを今順次進めているところでございます。

5ページの下、例えばこんなこと。身近なところで手続きができる。パスポート申請など。事務処理が迅速になる。これは当然身近な市町村でやっていただければ、そうなります。それから、総合的なまちづくりができる。いろんな権限を市町村がお持ちになることで、総合的なトータルなビジョンを描くことができる。こういった事例が今着々と出てきております。

さて、6ページでありますが、「さらに重要なコミュニティへ」と。これは別の言い方からしますと、官から民へと言ってもいいかと思います。行政サービスが日本の場合にちょっと多過ぎるかなという感じはしますね。戦後の長い高度経済成長の中で、短期間に追いつけ追い越せということをやっていくためには、こういったスキームも私は重要であったろうと、このように否定をするつもりはございません。しかしながら、今成熟社会になった日本の中で、もっともっとこれから地方の個性を生かしながら多様性のある地域づくり、多様性のある国づくりをしていく上では、やはり官が持っている権限というのをもっともっと民間にやっていただく必要があるだろうと。「コミュニティの再生」といようなことを、昔でいうと町内会とか、それから今コミュニティビジネスというのも6ページの下にございますとおり、いろいろ出てきております。それから、コミュニティと行政とのパートナー制度。我々公共セクターが、例えばNPOの方々と連携をしながらさまざまなサービスを提供していくと。いろいろなやり方があるわけでありますが、こういったコミュニティの再生ということが北海道の活性化のために不可欠であろうと、このように思っているところでございます。

さて、7ページでありますが、以上が今一歩ずつこういうふうに進めていくということを申し上げていったわけでありますが、例えば「身近なところにこんな課題が」ということで7ページ、8ページに書いてあります。

幼保一元化。これは最近、「認定子ども園」という制度を国はやり始めました。これは地方から、特に北海道からは2年半前に、幼保一元化で幼稚園と保育園を一緒にしてくれという提案もいたしました。「嫌だ、嫌だ」と「幼稚園は教育の場で、保育は何とかだ」。これは役所も分かれていますので、いろいろウジャウジャ言いながら、でもやっぱり地方に権限を取られるのは困るということもあるのでしょうか、認定子ども園というような制度を国の方でつくっておられますが、まだまだこれは完全な統合になっておりません。こういった分野で、やはり地方が独自の状況を踏まえながら、幼稚園、保育園両者のよさを生かしながら統合するということは、不可欠だと思っております。

それから、2番目のエゾシカ対策。エゾシカ、かわいいですよね。知床でDVDなんかを見て、本当に北海道の自然を代表するエゾシカなのですが、今ちょっとふえ過ぎてしまって、林業・農業被害など大変なことになっておりまして、やはり一定の個体調整をしなければならない。そして、その肉はとてもヘルシーでおいしいということがあって、単に個体調整するだけではなくて、それをうまく地域おこしに結びつけていこうということで、特に道東の釧路の阿寒の方とか、日高の方でもそうでありますが、いろんな取り組みが今出てきております。エゾシカというのは多分「エゾ」とつくだけあって、北海道だけなのです。本州の方はサルですかね、同じような被害が出る。サルは北海道にはあまりいないのですね。

ちょっと話がそれましたけれども、エゾシカ対策ということをいろいろ考えていく上に、 我々道自身もやっていかなければならないことがあるのですが、一つの問題が狩猟制度の 不備であります。狩猟制度というのは、エゾシカを地域一帯として個体調整をするような ことを想定していない、趣味で猟をする人などを想定した形になっておりますので、エゾ シカの全体の数のコントロールをする量にはマッチしていないのです。こういったことに ついても我々は、是非第2弾の提案としてやっていきたいと、このように思っております。

それから8ページの上、今は夏でありますが、冬になると必ず我々道民が思い起こすのは、除雪対策であります。北海道は、国道、道道、市町村道あります。この対策が全部バラバラなのです。でも、我々道民一人一人にとっては、例えばここ岩見沢から札幌に行くのに、国道だけ通っていきましょうとか、道道だけ通ってとか、市町村道……、そんなことはあり得ないですよね。我々にとっては、道は道なのです。ここはもう道民生活が十分できるように、ちゃんと我々の便利なように除雪対策してください、これはもう当たり前の要求なのですが、除雪をする人たち自身は縦割りだから、いろんな形でご不便をかけております。こういった中で、やはり除雪を住民とともに効率的な形でやっていこうということで、市町村によっては除雪マップというものを整備されて、体系的にやろうという行政サービス向上の動きも出てきておりまして、是非私はこの除雪という分野で、国と道と市町村連携した除雪体制づくり、こういったことを、今もう国に対してモデル的な提案をしておりますが、さらに市町村の皆様方も巻き込んでやっていきたい、こういうふうに思っているところであります。

8ページの下に書いてございますが、分権は国に集中してきた権限や財源を住民に身近なところに引き寄せることです。ここで重要なのは、道州制になったら、国から仕事が降ってくるのではなくて、「道が何考えてくれる」「道は何をやってくれるのだ」と思っておられる道民の方々がおられたら、それは間違いであります。ここに書いてあるように、身近な課題を見詰め直して、自分たちでまずはアクティブに考えてご提案をしていただいて、そして動いていただきたい。そういうことをここに私は書かせていただいているところであります。主役は皆さん方であります、ということであります。

さて、9ページでありますが、もう時間が終わってしまったので、あと一言にします。

「新しいまちづくり」ということで、道州制、地域住民お一人一人が主役であります。 官依存体質はもうやめましょうということの提案でありますが、そういったこととあわせて、今北海道は人口減少、高齢化、これがどんどん進んでおります。 もちろん少子化対策も一生懸命やっておりますし、移住促進もやっておりますが、それでもやはり人口減少ということを、我々はまちづくりの前提として考えざるを得ない。そういった中で一つのまちづくりの提案として、「コンパクトシティ」という考え方を提示させていただいております。集まって住むまちづくりということであります。よく職業集積が郊外化、郊外の大型店出店でまち中の商店街が空洞化しているということを言われておりますが、これは職業の集積の問題だけではないのではないかと思うのです。いろんな公共施設、人々が多く集まる施設も、できれば歩いていけるようなまちの中心のところに設置をしていくようなことをやっていって、そしてそこでまちのにぎわい、それから人々の触れ合い、そういったものを高めていくという、そういった努力も必要なのではないかなというふうに思っているところでございます。

9ページの下、「みんなが主役!」ということを書かせていただいているところであります。これは先ほど申し上げたことと同じでありますが、国が何をやってくれるかではなくて、道が何をやってくれるかというふうに変わったのが道州制と思っていただいては困るのでありまして、皆様方からのご提案、皆様方からのアイデア、それをまずはぶつけていただいて、そして、そういったことをベースにさまざまな議論をして道州制をつくり上げていく、こういったことをこれから是非やっていきたいと、このように思っているところであります。

冒頭に、小泉さんの話をちょっとしましたけれども、あと意見交換会をしていて、こんなのも出るのですよね。「知事、何だかんだ言って、三位一体改革とか地方分権とか言っているけれども、北海道は何といっても国からの補助金、国からの負担金、そういったものがどんどん来で……」、直轄事業も含めてですけれども、「成り立ってきたのだから、地方分権なんていうことを言うと、北海道、もっともっと悪くなるよ。やめたら?」という意見をおっしゃる方もおられました。でも、そうでしょうか、皆さん。今の東京一極集中、これは何でこんなふうになるかと言えば、お金も権限もみんな東京が握っているからこうなるのではないでしょうか。何とかこれを引き寄せて、我々地方に持ってきて、我々自身の判断で、皆さん方のご意見もいただきながら、この北海道という地域に合った形で財源も権限も仕事の配分も考えていく、これがやはり北海道の活性化のために私は不可欠である。座していたって、どんどん減っていくわけですよ、いろんな国の予算は。とすれば、ここでポジティブに、積極的にとれるものをしっかりとっていく。そういった前向きのアクション、アクティブ、これがやはりこれからの北海道活性化のために不可欠ではないか、こういう思いで私はこの道州制は絶対北海道のためになるものであるという確信のもとに進めさせていただいているところであります。

やっぱりちょっと延びてしまいました。大変失礼をいたしました。ご清聴ありがとうご

ざいました。(拍手)

〇川城局長:

知事、ありがとうございました。引き続き、壇上のお席にお願いいたします。

この地域意見交換会では、先ほども申し上げましたように、道州制推進道民会議の委員 14名いらっしゃいますけれども、6会場を分担してご出席をいただいております。本日は 3名の委員にご出席いただいておりますので、今、壇上にお上がりいただいております。

私から改めてご紹介を申し上げます。

社団法人北海道総合研究調査会常務理事でいらっしゃいます五十嵐智嘉子委員でございます。

奈井江町長でいらっしゃいます北良治委員でございます。

日本青年会議所北海道地区協議会会長でいらっしゃいます渡邊武志委員でいらっしゃいます。

ではまず、道民会議委員の3名の方々に、これまでの道民会議でのご議論などを踏まえまして、委員自身のお考えでありますとか、皆様へのメッセージなどをお1人10分程度、そのぐらいの感覚でお話をいただきまして、その後、皆様と意見交換に移らせていただきたいと存じます。

それでは、五十嵐委員から順にお願いいたします。

〇五十嵐委員:

皆さん、どうもおはようございます。

今日は道州制推進道民会議のメンバーとして、皆様たちにメッセージを差し上げるとともに、むしろ目的は皆様たちからのご意見、ご質問も含めて伺おうと、こういう姿勢で来ております。先ほどちょっと控室で話したのですけれども、私たちの話は、さっき10分とおっしゃっていましたが、5分程度にとどめながら、できる限り会場の皆さんとお話をしていきたいなというふうに思っております。

さて、今、知事から道州制についての体系的な、整理されたお話がございましたので、 私の方からは、日ごろいろんな方とお話をしていて気になっていることを大きく二つほど 申し上げて、メッセージにかえさせていただきたいと思っております。

一つは、道州制というものと行政改革というものの関係についてです。もう一つが、地域の皆さんたち、地域のことは地域の皆さんたち自分自分で考えるのだというふうに言われているのですけれども、具体的にどんなことをどんなふうに考えて、アクティブにやっていくのだろうかということについて、少し私なりの考えをお話したいと思っております。

まず、1点目の道州制と行政改革の関係でございます。これを一番お話しようと思っております理由は、このことがどうも混同されている、混乱しているきらいがある。知事のお話の中でもありましたけれども、道州制を推進していくと、何やら補助金が減らされるというような、そういう錯覚があったり、あるいは開発局や通産局がなくなって道庁と合併するのではないかというような話があったりという、ちょっと混乱が見られます。それ

はそもそもこの道州制と行政改革というのは、かなり密接に関連していますので、全く無関係とは申しませんけれども、もともとよって立つスタンスが違うのだということを、まずご理解いただきたいと思っております。

道州制というのは、先ほどから出ていますが、地方が自分で自分たちのことを決めると、そのことを保障するための仕組みだというふうに大きく言えるのではないかと思います。それで、重要なのは、自分たちで決めると言っているのですけれども、決めるのはだれかということなのです。これはもちろん道州政府というものができれば、そういう議会もできるでしょうけれども、議会の議員を選ぶのは私たちであり、あるいは最近の流れでいいますと、住民参加でいろんなことを決めていく。住民参加で実際には事業を推し進めていくということがございまして、住民が中心となって決めるのだと。住民参加型で施策や政策を決める、そういう仕組みをつくることなのだということだというふうに思います。

一方、行政改革というのは、これはもう時代の流れでございまして、当然行政の無駄を なくすこと、効率的・効果的な行政を進めることということになるわけですけれども、先 ほど申し上げました、住民参加で進めていくと、当然不要な行政の、不要なと言って申し わけないですけれども、行政の中でもし不要なことがあれば、それは当然要らなくなるわ けです。そういうことをどんどん住民参加で進めていくと、行政がやってきたことが住民 がやれるようになる、あるいは住民団体がやれるようになったり、民間企業がやれるよう になったりして、必ずしも行政がやらなくても済むようなことになるわけです。したがっ て、分権というか我々が自分で決めるということは、一部結果として行政改革を招くこと もあります。しかしながら、現実、時代の流れというか、財政難ということもあって行政 改革が進んできております。ここに政府の意図も感じられるのですが、道州制という言葉 を使いながら、もしかすると行政改革を推し進めようとしていると、そういう意図も見え 隠れするわけでございます。我々はそこにちょっとごまかされていないかと。しっかりと もう一度スタンスを道州制、我々自身が決めるのだということに持っていきたい。道州制 というか、我々が主張すべきは、あくまでも自分たちが決定する。それから、規制緩和を 進めていくということ。そしてそれを保障する予算を、我々が自由に使うことができる予 算を一括して手中におさめることだということでございます。ここをまずしっかりと押さ えていきたいなというふうに思っております。

次、2点目ですけれども、道州制を考えるに当たって、では具体的にどんなことなのだろうということがなかなかわかりにくいことでございます。北海道の開拓の歴史から、ずっと中央集権が進んできたということも、我々も耳にタコができるぐらい聞いておりますし、そうなのだろうと思っております。しかしながら、開拓のころを考えて見れば、この空知という地域は、日本の経済成長に大きく貢献をしてきた石炭産業を起こしてきた。やっぱりフロンティアで活動してきたという実績がありますし、あるいは空知の農業、北海道なんかで米作ができるのかと言われていたけれども、北国に合う形での米をつくり、技術開発をし、今では非常においしいお米をつくれるようになっている。こういう技術開発

のパイオニアでもあったはずだというふうに思います。

そして今や、これは北町長にお譲りしますけれども、介護とか医療改革、これもこの空知で進もうとしているということで、さまざまなそのことを我々はやってきたのです。当然その時代の流れの中で、石炭産業がだめになり、あるいは米の生産規制がきつくなったり、輸入製品が入ってくるようになったりと、非常に厳しい環境にあります。しかしながら、やっぱり忘れてはいけないのです。我々はそういう規制とか環境の変化を甘んじて受け入れるだけではなくて、どうしたら私たちのアイデアを生かすことができる仕組みをもう一度考えることができるだろうか。先ほどちょっと農業のことを申し上げましたけれども、道州制の中でなかなか農業改革が進まないなと私自身考えています。例えば、農地を取得するために、農地を取得するというのは農家の資格が要るとかさまざまなことがありますけれども、今現在、農水省でも随分、農地取得の規制緩和を進めてきています。

例えば、ちょっと細かいところを忘れてもし数字とか間違ったらごめんなさい。例えば 株式会社などがリース方式で農地の使用権を取得することができるようになっていますし、 あるいは0.5~クタール以下であれば、国の権限ではなく都道府県の権限で用途を決められ るなど、規制緩和は進んできています。そういったことも、地方からの運動の一つの成果 かなと思うのですけれども、そのときにもっとこんな農業がしたいとか、あるいは農業を するための資金を民間から借り受けたり、どういう形で農業を運営していくのかと考える とどうでしょう。やっぱり規制緩和というのは必要なことでないでしょうか、ということ なのです。そんな身近なことから一つ一つ考えていただければいいのではないかなという ふうに思います。

そんなことを一つ一つ考えていきませんかというのが今日の意見交換ですので、後で会場からいろいろご意見をいただきたいと思うのですが、最後に申し上げたいのが、規制緩和ですとか、権限あるいは一括の交付金のような形でのお金を自由にできたとしても、我々権限を要求するだけではやっぱりだめで、そこに一定の責任を持って覚悟を決めてやっていかなければいけないなと思います。「規制があるからできない」と言うことが一番簡単なのです。我々はどうしても法律の中で暮らしているものですから、法律があるからこんなことができない、規制があるからこんなことができないと言っているのは、文句を言うのは非常に簡単なのですけれども、では本当にそれがなくなったときに、我々自身が動けるのか、動いていこうと思っているのかというところなのです。「規制は緩和したけれども、何だ、北海道は全然動かないじゃないの?」と言われないようにしたい。そのための我々の準備というのですか、そういったことも必要かなと。我々は多分できると思ってこういう話をさせていただいているわけで、今、地域には小さいけれどもいろんな動きがあります。住民団体の動き、NPOの動き、いろんな規制を緩和しながら活動している動きがありますので、そういったことを大事に大事に育てていく。それを我々の覚悟としていくということが必要なのではないかなというふうに思います。

やっぱり10分近くたってしまいましたね。以上で私からのメッセージとしてかえさせて

いただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

〇北委員:

奈井江町長の北でございます。私も道州制推進道民会議の委員として参加させていただいておりますが、2回にわたる議論の中で主張していたことを含めて、今後の方向等についての私の考えを簡単に申し上げたいと思います。

まず、知事から冒頭30分ほど内容の説明がありましたが、まさしく知事の言うとおりになっていけば、ある面ではすごくいいなと、こういうふうに思います。ただ私が懸念することの大きな一つは、国が行財政改革、財政再建をやろうとしている。しかも推進している。いろいろな面で地域のニーズと合わないさまざまなぶつかり合いがあることも、これまた事実でございます。地方交付税なんかその面では極端な例として挙げられます。税を含めてあらゆる面が、先ほど知事のお話にありましたように、都市に集中しており、その中で、日本の全体の発展のために地方の繁栄をどう位置付けるか、そこが大切です。格差の問題等もありますけれども、交付税などをやはりきちっと保証していくことが大切です。財政改革のその波に巻き込まれないかということが我々の懸念していることの一つでございます。本来的な分権、いわゆる権限を国から道に移し、しかも市町村に移す。そして市町村にだけでなく、市町村民にこれをつないでいくという権限・財源の移譲が本当の意味の道州制、私はそういう推進を図るべきだ、こういうふうに考えております。

したがって、枝葉末節といいますか枝葉の問題だけでなく、幹の部分をどう移譲していくか。そして、それを市町村につなげるためには、何といいましても道民議論が必要で、今日のような会議が非常に重要だと思います。市町村長がこれを受けとめながら、道内分権をどうするかということで、市町村がそれぞれ住民を交えて議論をしていくことが必要でないか、こういうふうに私なりに考えております。そのためには拙速はだめでございまして、十分時間をかけ合いながら住民の合意と納得の中で、しかもこの基本理念を十分理解していただく中で、住民自らの手によってつくる分権が本来的な改革だろうと、こういうふうに私なりに考えております。そういう意味で、本来的な権限移譲をきちっとさせるための道州制が大切だと、こういうふうに思っております。

その幹の部分というのはどういう意味かというと、例えば私なりに考えているのですが、地域主権を果たすということであれば、例えば北海道、道の役目です。知事が小さく生んで大きく育てるというお話がありますから、そういうことを信頼していかなければいけないと私なりに考えておりますけれども、特に国有林なんかがあります。今 CO_2 削減等、特に環境問題が大変大きな問題でございます。これは森林というのは、きちっと伐採をしながら、しかも守り育てていかなければいけない。森林の中でやはり若い木が CO_2 の吸収力があるそうでございます。そのことを地域住民参加の中で、みんなでやっていくということが、環境保全に大変大きな役割を果たす。それが北海道として、道政の役割として大きな事業となりうる。例えばそういうことが言えるかと思います。

それから、道内分権にいたしましてもご存じのとおり、一般的に見たら、国と道との関

係だけでこの分権問題をやっているではないかと、こういうふうに見られる方が多いと思います。奈井江町では、権限・財源が住民の手のうちにあるという考えで除雪マップをつくって、地域のニーズを反映しながら、コストとニーズに合った除排雪を行い、地域住民の期待にこたえています。例えばこの中で道道も一体的管理が出来ないか、こういう案を持っています。権限・財源を本当に住民の手まで行く、そして、住民参加の行政を推進する。そのことによって自らのまちを自らつくり上げていこう、この雰囲気を、先ほど知事がその項目の中で話がありましたが、具体的にはそこまで行かなければいけないだろう、こういうふうに私としては考えているところでございます。基本的には国から道への移行、それから道から市町村への本当の意味の分権を果たすということでなければならない。国の財政再建のために貢献するようなことであってはいけない。もちろん、それが結果として財政再建に貢献するということであれば、これは当然のことだと思いますけれども。したがって、道民との対話、そして市町村民との対話、この道内分権の基本路線をきちっと守り育てていくことがあらゆる面で大切です。そして、幹の部分を住民参加の中で果たしていくということが何よりも大切なことでないかなと、私はそんなことを基本に考えているところでございます。

また、その中で、特に組織論がございます。開発局がどうなるか、あるいはそれぞれの 出先機関がどうなるか。この組織論を先に持っていくということでなく、北海道がどうな るか、北海道の発展のために、自立のためにどういうふうにしなければいけないか、こう いう議論の先に行かなければならない。ただ、北海道局をなくするだとかそういうことだ けでなく、北海道が全日本に、オールジャパンにどういうふうに貢献していくか、そのた めに資源を生かしていくか。きちっと役割を、機能を明確にしながら、これらの分権を果 たしていくということが大切なことだと思います。

以上、私からの発表といたします。終わります。ありがとうございました。(拍手)

〇渡邊委員:

皆さん、改めてこんにちは。青年会議所の代表ということで、今日、道州制の委員に座らせていただいておりますが、しがらみのない団体として、若干、奇抜なお話をしてしまうかもしれませんが、是非その意見によって各地域で、この地域で議論がまた巻き起こることを期待して、お話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、道州制をどのようにこの北海道に生かしていくかということを考えたときに、先ほどからお話が出ているとおり、権限・財源の移譲という部分が当然必要であるということは現実問題だというふうに思います。ただ、今私は苫小牧市の人間ですけれども、中核都市と言われている苫小牧でも、いざ権限を国・道からあげると言われても、今の苫小牧市の財政状況、職員数、セクションを考えたときに、権限をいただいても、それをこなしていくセクション、人、金がないということが現状としてあるというふうに思います。ですから、今、首長が不在ですが、首長は多分、権限を欲しいような欲しくないような立場にあるのだというふうに思っています。

道内のほかの各市町村においても、今、道から各市町村に権限をどんどん渡している状況にある中で、積極的にそれを推進して、まちに権限・財源を移譲してくれと言っている地域は、広域連携なり広域合併を果たした地域が今非常に盛んに道との権限の移譲のやりとりをされているというふうな現実があるということも聞いております。

もう少し自分たちのまちだけではなくて、隣町、もっと広い範囲で自分の地域を見詰め直したときに、どういうまちの姿が必要かということをとらえた中で、そのためには隣町と行政を一つにしたときに、そこに初めて職員数が余る、同じ仕事を1カ所でやってお金を余らす、そういう努力によって新たな権限を国から道から引っ張り上げる、そんなような発想がこの道州制を推進していくに当たって必要なのだろうなというふうに感じています。苫小牧に置きかえても、大きな港があって、国際空港があって、隣町には白老の温泉があって、本当にアジアに誇れる国際交流圏になる可能性があるにもかかわらず、それぞれの連携した部分というのは非常に今進んでいない状況であるというふうに考えています。まず、各地域においてしっかりとしたビジョンを持って、そのビジョンを達成するためにはどういうシステムが必要なのか、そのシステムづくりをこの道州制を生かして確立させていくということが、非常に大切なのだろうなというふうに感じています。

昨日、苫小牧青年会議所の例会でスウェーデンの方をお呼びした中で、スウェーデンというのは日本よりもはるかに地方分権が進んでいる社会だということをお聞きした中で、スウェーデンの地方分権を推進している方をお呼びして例会を開いたわけですが、スウェーデンではバックキャスティングという手法を使って、バックキャスティングというのはしっかりとした目標を明確に定めた上で、その目標に最短距離で近づくためには、達成させるには、どういったことが必要なのか、どういう変革が必要なのか、どういう法律が必要なのか議論をしていく。期限を決めて、そこまでに自分たちの描いた地域社会を達成するために、どういうことが必要なのかということを常に議論をする社会風土ができ上がっているということをお聞きしました。まさしく今この北海道において、この各地域においてそれぞれの自分たちの地域がどういう姿であるべきかということをしっかりとまず先にビジョンを持って、それに向かって最短距離で進めていくために、今不要な法律、弊害となっている条例、いろんな規制、そういったものを、どこをどう改善していくと、その自分たちの描いたその地域の姿に最短距離で近づくことができるのかということを、議論する必要があるのだというふうに思います。

そのために、この道州制という部分を大きく利用した中でそういう議論を各地域で巻き起こしていくことが、北海道の自立、そして地域の自立に必要になってくるのだろうなというふうに考えております。

いずれにしても、この議論は行政の方だけでの議論でもだめですし、我々民間レベルの 市民レベルだけの議論でもだめだというふうに思っております。こういう形で行政と市民 一体となって自分たちの地域のあり方、地域の将来像をつくった中で、最短距離で目標を 見定めて進められる、そのシステムを早急に今北海道はつくる必要があるのだろうなとい うふうに思っております。

私からの意見は、以上でございます。

〇川城局長:

ありがとうございました。

それでは引き続き、会場の皆様と道民会議の委員、そして知事との意見交換に入らせて いただきたいと存じます。

ご意見のある方は挙手をいただきまして、係の者がマイクをお席までお持ちいたしますので、恐れ入りますけれどもご起立の上、よろしければご所属とかお名前などをいただいてからご発言いただきたいと思います。

あと、前回のいろいろなご意見もありまして、函館では1問1答でお答えをさせていただいたのですけれども、どうも質問全体像が見えづらいというようなご意見もございましたので、今回はご質問を一括してお受けいたしまして、そしてそれを各委員、そして知事からお答えいただくというような仕掛けにしたいと存じます。

まず第1回目の固まりとして、一つの質問をお答えしたいと思います。なお、いろんな 方々からご意見をいただきたいと存じますので、ご質問、またご意見の方は恐れ入ります けれども、1分ないし2分程度で簡潔にご発言いただければと思います。

それでは、第1回目の固まりとしてご質問を受けたいと存じますけれども、いかがでしょうか。

今、2人の方が挙がっていますね。では、前の方どうぞお願いいたします。

〇民間人(岩見沢市):

簡潔に質問をさせていただけますように、文章をちょっと短過ぎるかもしれませんけれども、質問をさせていただきます。わからないことからくる不安ですとか心配事が先に立って、的を射ないところがあるかもわかりませんけれども、あらかじめご容赦願いたいと思います。

一つ目は、いずれ移譲される道路に関することですけれども、道路の維持・除雪等の公 共事業に関して、道路特定財源、これらの使い方なんかも新聞をにぎわしておりますけれ ども、これらも含めて道独自の予算措置を国に担保してもらうように強く働きかけをして いただけないかと。

二つ目は、同じく道路維持・除雪等の公共事業を執行するのに必要な人員の確保、これは新聞でも話題になっていましたけれども、現場を重視した措置をとらなければ、道路利用者に対するサービス低下になるのではないかということが二つ目です。

三つ目は、道州制の推進に当たり、道州制の推進道民会議、今日やっています地域の意見交換会の場、こういうもので現場の状況をしっかりと把握して現場の第一線で働く者の意見を吸い上げなければ、形だけで北海道の新しい姿に夢を持てないのではないかということを心配しております。

以上三つに対して、できましたらお答えいただきたいと思います。よろしくお願いしま

す。

〇川城局長:

ありがとうございました。

続きまして、後ろの方、どうぞ。

〇公務員(岩見沢市):

道州制はある意味では民主主義の広まりになるかなと思うのですけれども、教育基本法の改正とか、あるいは裁判員制度の発足に伴いまして、民主主義が変わっていくのかなと思うのですけれども、それについて、道州制とあわせてどのように民主主義を根づかせていくかについて、何かご教示願えればと思います。

あと、道州制に伴いまして、国から道に行政移管されるということは、今までの国の仕事を見直すいい機会になるのではないのかなと思っておりますけれども、どのようなことをまず取り組みたいと思っていますか。

以上です。

〇川城局長:

ありがとうございます。

3番目の方、どうぞ。真ん中の方。

〇町議会議員(北竜町):

知事、骨太の方針に対しまして細腕繁盛記で対抗している。非常に大変なことであろう と思っておりますけれども、頑張っていただきたいと思います。

平成12年から道州制の検討がなされてきたということで、そんなに前からなのかなと感じております。その中で、はっきり申し上げて、道州制というものが何も分からないというのが正直ところであります。もう6年もたっているわけなのですけれども、抽象的なものでしかない。

それで、質問なのですけれども、より具体的なものは今後出されていくわけなのでしょうけれども、思い切って踏み込んでいただきたいという気がしております。農業はどうなるのでありましょうか。そういう部分であるとか、建設業、公共事業、開発局の統合ばかりが一つの手法となってしまいまして、開発局の過去の実績の評価もないままに、そういうふうな方向が流れ出している。そして商工業、思い切って大店法なんていうのはやめてしまいまして、これから高齢化を迎える中で、お年寄りや車の免許を持たない子供たちが買い物に行ける身近な地元の商店街の再生、そういうものを思い切って市町村単位の権限の中でできないのか。

それと、公務員の皆さん、本当にお気の毒だと思います。給料がどんどん減っておられる。これは決していいことではないと思っていますよ。公務員の方というのは消費者、大きな消費の対象であります。そして、良質な納税者である。しっかりと週休2日制の中で、休めるのでありますから、まちづくり、ボランティアの大きな推進力であります。そういった方々の公務員の給料を削減するなんていうのは、本当に行政改革で財政力が厳しいと

いっても、それはおかしな話だろうという気がしております。

知事がおっしゃっていたように、国が我々に何かをなしてくれるのではなくて、我々が 国に何かをしなければならない。これはケネディが言ったその思想から来ているのでしょ うね。そういう部分で、ケネディ大統領というのはいろんな国民に鼓舞するような言葉を 言ったのですけれども、そして着々厳しい政策もやったのですけれども、月に行こうと、 我々人類が月に行こうというような大きな壮大な夢を語って、そして厳しいことも言った ように感じております。そういうような部分で具体策、そして一つの夢を何かの形で申し 上げていただきたい。

以上です。

〇川城局長:

ありがとうございました。

とりあえず、では1回の固まりはこの方で締めたいと思います。 どうぞ。

〇市議会議員(芦別市):

何点かお尋ねします。

一つは、ほかの皆さんも言われましたけれども、道州制が急に降ってわいたような形で、 それも下手すれば今国会で成立する可能性があったのが、先ほど話しありましたように、 国会情勢の中で次期国会ということで、やはり北海道のありようについて、大変拙速な形 で道民がわからないうちに決まっていくと。これでいいのかという思いであります。

もう一点は、自立の問題を言われました。道州制になれば北海道が自立して発展するということで、大変バラ色の構想を言われましたけれども、この空知を見ても炭鉱と農村、大変最悪の事態であります。どんどん過疎化しているわけでありますけれども、こういった北海道全体の基幹産業が落ち込んでいる、それから経済も大変厳しい中で、一体これで北海道は自立していけるのかと、道州制になればできるのかという点では大変疑問であります。それは、北海道が持っている特例措置がだんだん開発関係で見直されて、数年後に見直されてなくなっていく。まさに北海道は、開発庁以来のある面では特区の、そういうような特例措置で成り立っているわけでありますけれども、この特例措置はなくしてはならないということであります。その点についてであります。

もう一つは、住民が主役ということを言われました。今の市町村合併でいけば、180が今度59、さらには27という大型合併になっていくと。そういう中で果たして、住民が主役と言われるけれども、住民の声は果たして届くのかと。だんだん行政が遠くなって、いわゆる行革のためのまちづくりであって、住民全く不在、捨てられていくのではないかと、そういう不安を感じるわけであります。その点についてお伺いします。

〇川城局長:

ありがとうございます。

とりあえずたくさんいただきましたので、ここで1回整理をしていきたいと思います。

何問か出ましたので、私なりに整理させていただきたいと存じます。

1番目の岩見沢の方からいただいた意見については、権限移譲の道路の関係についての ご意見がありました。道路特定財源の使い方も含めて、国にきちっと財源担保を働きかけ るべきではないか。それから、道路の除雪の問題の中で、現場を重視した措置をすべきで あって、道路利用者に対するサービスの低下につながらないように配慮すべきであるとい ったご意見。そして、こういった意見交換会についても、現場の第一線の声をきちっと吸 い上げるべきというご意見であったかと存じます。

それから、お二方目の岩見沢の方ですけれども、道州制は民主主義の一つの取り組みであるということの認識の中で、教育基本法などの動きもあるので、民主主義とのかかわり合いはどうなるかということのご指摘だったかと思います。

それから、道州制は国から道への権限移譲ということですので、国の事務を見直すいい チャンスですので、どういったことを見直していくのかということだったと思います。

それから3番目は、北竜町の方からですけれども、骨太に対して細腕というようなこともございましたし、ご質問としては、もっと踏み込んだものが必要だ。農業、建設業など、権限移譲などについてもっと踏み込んで議論をすべきではないか。どうも開発局の過去の実績なども検証されていないのではないかというお話がありました。

それから、大店法の問題が提示されまして、身近な商店街できちっとしたお買い物ができるような、そういった取り組みが必要なのではないかというお話。それから、公務員の給与の話もありまして、こういう地域のボランティアの中心になるべき人材だということで、この辺がどうなのか。そしてケネディのお話にも触れまして、夢を持った、もっと夢を提示すべきではないかというようなことだったと思います。

それから、4番目の方の芦別の方、どうも道州制の法律の話は降ってわいたような感じで、この法律についても道民の方々にはわからないことが多いと、これでいいのだろうかということ。

それから2点目は、空知は農業とか石炭で非常に経済は疲弊している。本当に北海道が自立できるのか。北海道特例がなくてはならないというご意見だったかと思います。そして、住民が主役であるならば、大型合併で住民の声が届かないような合併はいかがなものか、というようなご指摘だったと思います。

済みません。要約でございますので、必ずしも十分ではないかもしれませんが、この点につきまして、知事及び委員の方々からご発言をいただきたいと思いますけれども、1番目、どうでしょうか、知事。除雪のお話についての道路財源、財源の話、国に担保を求めるという話。これは知事も随分と言っておりますので、この辺は知事に。

そして、除雪の現場を重視したという話は、北町長が先進的な取り組みに取り組んでおられますので、北町長からお願いしたいと思います。

まずこの二ついかがでしょうか。

〇高橋知事:

それでは、除雪等の公共事業について、国に予算の担保を求めてはどうかというお話でございました。担保という意味がなかなか難しいところがあるかと思いますが、私どもからは国に対して権限移譲、そういう国から道への権限移譲だけではなくて、まさに市町村と一体となって除雪なり道路の維持管理、これはさっき北町長からもお話しございました。そういったことに取り組んでいくのが、最も効率的に住民の方々に満足のいくサービス提供になっていくということを理解いたしているわけでありまして、そういったことの努力をしていく過程で、おのずと予算的には今、二重行政、三重行政でやっているよりも、トータル金額的には常識的に言えば少なくてよくなるはずなのですよね。無駄が少なくなるわけですから。だから、おっしゃるその担保というのが、今もらっているすべての金額をびた一文ねぎらずにそのまま国からとってこいということであるとすれば、それはなかなか難しいというのは私は率直に申し上げたいと思います。

しかしながら、私どもとしてやっぱり守っていかなければならないのは、地域における 住民が生活していく上で不可欠なサービスレベルを守っていくための財源、これはしっか りとやはり北海道ご選出の国会議員の方々もたくさんおられるわけでありまして、そうい った国勢の場での発言力を持っておられる方々とも連携をしながら、しっかり確保してい くと。このことは住民の皆様方、道民の方々の前ではっきりと申し上げていきたいと、こ のように思う次第であります。

〇川城局長:

ありがとうございます。

では、北町長、お願いします。

〇北委員:

先ほどの質問の中で、除雪を含めたご質問でございますが、奈井江町の例をちょっと申し上げます。まだまだ完璧ではありませんし、これからやらなければいけないというふうに考えておりますが、まず、かつては町が一方的な考え方で除排雪を含めてプランを立てておりましたし、そして実行しておりました。そこには、やはり地域のニーズが、それぞれの要望があまり入ってなかったということもございまして、除雪のたびにいろいろなクレームがついていたことも、これまた事実でございます。これは特に高齢者の多くなっている中では、「除雪したら私の家の前に雪の大きな固まりがある。これを何とかしてくれないと困る」だとか、「もうちょっと入ってもらえれば……」あるいは「角々が、もう少し丁寧にやれば……」、こういう要求といいますか、話が随分出てきたことは事実でございます。そんな中で担当の者がマップをつくろうと発案しました。その中には住んでいる人たちに参加してもらって意見を聞いて、業者に委託するときにこれらのニーズがきちっと入るようにしましょう。そうすると丁寧な除排雪ができる、こういう形で今実行しています。ただ、そうなりますと、まだ完璧ではありません。住民の満足度といいますのはそれぞれありますから、一挙に雪が降ったりなんかすると相当やっぱり意見が出てくることは、これは相変わらずでございます。これも私どもも全力を傾注いたしておりますが、い

ずれにいたしましても日ごろ言われることが少なくなってきたということは、やはりそれ ぞれの関係者の皆さん方に相談して、関係者のニーズにマッチングしているといいますか、 そういうことが非常に大事だと思います。

そういった中で、町道ばかりでなく道道等もこのマップの中に入れながら、住民ニーズに即した、現場に即した除排雪体制を住民参加の中でつくり上げていくことが本当の意味の権限・財源の移譲でないか、こういうふうに考えております。

以上でございます。

〇川城局長:

ありがとうございました。

五十嵐委員。

〇五十嵐委員:

最後の方の言われた基幹産業の姿、基幹産業が落ち込んでいるのをどうするかということと、北竜町の方がおっしゃったまちづくりの関連ですとか、皆さん異口同音に具体策が見えない不安というのが多分出てきたと思うのですけれども、そのことについて少し触れたいと思います。

確かに石炭産業や農業というのは、国の政策でスタートし、国の政策の変更でまただめになってくる。あるいは石炭については、資源がかなり底をついている状況になっている。北海道の中では漁業もそうですし、鉄鋼業、造船業、さまざまな産業というのは国の政策でつくられて、国のというか時代の流れの中で衰退していったという事情を抱えているものというのは、多く見受けられると思います。この道州制とどう関係するのだということでは、そういった国の政策の中で起こってきたことを、国は国としてきちんと責任もとってもらいたいと、これははっきり言うべきだというふうに思います。ただし、繰り返して申し上げたいのは、国に責任を押しつけるだけではなくて、私たちが、では何が考えられるのかということをもう一回考え直しましょうということですよね。農業でいえば、先ほど申し上げたように、自由な農業をしてもいいじゃないか、政府管掌作物以外のものをどうつくって、どう売ってということを私たち自身が考えていくのだということを考えるというのが、まさに、道州制のスタートラインなのではないかなと思います。

例えば、石炭産業と先ほどおっしゃいましたけれども、では政府のエネルギー政策はどうなっているのだろうかと見たときに、エネルギー政策というものには乏しいものしかないのではないだろうか。そうしたら、北海道で新しいエネルギーを考えてみよう。北海道庁も取り組んでいらっしゃいますけれども、エタノールですとかBDFといったような自然に優しいエネルギー、あるいは先ほど北町長からも出ましたけれども、国有林をこんなに抱えており、 CO_2 の削減の効果も北海道は出している、そういったこともトータルに考えたときに、北海道のエネルギーというのはどうつくれるのかなということを考えてもいい。

滝川市では菜の花のプロジェクトがあって、BDFをつくって公用車だけには使ってい

こうよという取り組みが、小さいですけれども生まれています。そういう小さいことというのを大事にしていきたいなと。例えばそういう取り組みが、国のエネルギー全体の中の 1%でも 2%でも占めるようになったら、それは大きな発言力になっていく。さらに、では新しいエネルギーをつくったときに、その税収は道州税としてとってもいいじゃないかとか、そんなことも考えられるわけですし、そのときに、では菜の花を植えるとか、ヒマワリの種から油を取るとかというのは、これは農業政策とも絡んできます。では農業政策はどう転換したらいいのだろうかということを我々自身が考えていって提案すべきではないのかなと。今まちづくり三法が改定されますので、知事が最後におっしゃったコンパクトシティにかなり近いのですけれども、郊外型ではなくて、駅前をもう一回見直していきましょうよという動きを、これは市町村独自でつくれるようになってきています。こういったことをとらえながら、そのときに通産省が所管している商店の話ばかりではなくて、厚労省が所管している高齢者の問題、あるいは、国交省が所管している住宅の問題、あわせてまちづくりを考えていける、こういうことが道州制なのではないかと。

もう一つ、芦別の方から、道州制が法律になって拙速ではないかというご意見があったのですけれども、これは今回継続審議になったのは、道州制特区の方の法律なのです。道州制特区というのは、あくまでも道州制を目指すための一つの、道州制も手段ですけれども、その道州制を目指すための一つの手段です。特区という枠組みの中で考えていけることというのがもっとあるのではないでしょうか。そのことをきちんと法律でうたっていただくと。これまでは道州制特区というのは法律がなく、依って立つものがなかった。道州制特区というのは法律がなくて、道庁から提案したものが都市再生特区であったり、構造改革特区であったり、バラバラにされてしまったという事実がありました。それではまるで道州制特区の意味がないわけで、一括して道州制特区というものを考えてもらいましょうという、まず枠組みを決めてもらいたいというだけの法律、だけというのは申しわけないですけれども。ですので、ここにどういうものを提案するかはこれからです。我々が考えて、さらに道州制特区としてこういうことをやっていきたいのだというのを、提案してもいいですよというための法律ができるのだ、ぐらいの気持ちで考えていただければいいのではないかと思います。これも多分説明不足なのだと思いますので、改めて申し上げます。

以上です。

〇川城局長:

ありがとうございます。

今、いろいろ五十嵐委員からお答えいただきましたけれども、1番目の方のご意見にありました3番目、こういった道民会議であるとか意見交換会というのをしっかりと、形だけではなく現場の声をということのご意見だったと思いますが、これはちょっと知事からいかがでしょうか。

〇高橋知事:

おっしゃるとおりだと思っております。だからこそ、今日もこういった形でやらせていただいておりますし、それから道民との議論が不十分だというお声を今日もいただきましたし、いろんなところでもいただいているのですが、私も道政の長い歴史の中では、これは前任の時代も含めてでありますが、これだけ多くの機会、我々道庁職員が地方に出向いて議論をしている政策課題というのはございません。もう数えると数百回以上やっておりますが、そういった中でもやはりまだまだ足りないというお声が出てくる。ではもっともっとやろうということで、我々も頑張っているところでございます。

是非、今日のような機会をさらに私どももたくさん設けていきたいと思いますし、また、 我々行政と民間の方々だけの相対の形ではなくて、地域地域でも是非ご議論を深めていた だきたい。経済団体でもさまざまなところで、今日のJCの皆様方も含めて、いろんな場 でやはり道州制を自分たちとして議論をしていろんなことを発信していこうという動きも 出てきております。こういったことの盛り上がりというのが、今後重要になってくるのか なと、このように思っております。

〇川城局長:

ありがとうございます。

渡邊委員、今いただいた意見の中で何かご発言ありましょうか。

〇渡邊委員:

広域連携、合併による住民不在というような心配があるというようなご意見の中で、これもスウェーデンの地方分権の先進国の例を挙げてご説明をしますが、スウェーデンの今税金の比率は、30%以上とられているそうであります。だけれども、非常に国民はそれに対して不平不満はないと。むしろ、自分たちのその30%とられているその税金が完全に透明な状態で、どこに何がどうお金が回っているかということがしっかりと国民がわかるシステムになっているということであります。我々のこの道州制の議論の過程もそうですし、これから北海道が描く姿という部分に関して、そしてそれに対してどうお金が使われていくかという部分に関して、完全な透明なシステムという部分を持てば、決してそこに住民が不在になるということはないのだろうというふうに思っております。自分たちのお金がどう使われているか、それが、方向性が間違っているのであれば、統一地方選挙で方向性を変えてしまえるのも、我々住民の権利だというふうに思っていますので、透明にしていくそのシステムが必要だろうというふうに思っています。

スウェーデンでは16の環境目標というものをきちっと定めて、それに向かって期限を決めていろいろな方法をとっているということを聞いていますが、この16の環境項目を制定したのも、やはり住民からの声、ボトムアップ、トップダウンではなくて住民が自らこういう国、こういう地域づくりをしたいということの議論を巻き起こした中で、国を動かしてこの環境項目を定めさせたということを聞いております。やはり、高橋知事からもありましたとおり、国がどうしてくれるのかではなくて、我々がどうしたいのかということを議論していく必要があるのかなというふうに強く感じている次第であります。

以上です。

〇川城局長:

ありがとうございます。

今、知事及び3人の委員の方からいろいろコメントをいただきました。司会者として整理させていただきますが、まだ三つほど残っていると思います。道州制と民主主義とのかかわり合い、そして国の仕事を見直すということのいい機会なので、どのようなものを求めていくのか。それから、北海道特例をなくしてはならないというご意見があったかと思います。それから、もっと夢のある政治をという4点でしょうか。これについて、改めて委員、知事からお願いしたいと思いますけれども。

知事から道州制と民主主義とのかかわり合い、それから国へのどういうものをという、 この点についてお願いいたします。

高橋知事:

ご質問の方の趣旨にそぐえる答えかどうかわかりませんが、道州制特区というよりも道州制という大きな枠組み、この国の自治の形というか、国の統治の形を変える大胆な構想でございますので、大きく日本における民主主義というのは変わってくる大きな契機になってくるのではないかと、私自身はこのように思っております。

それはどういうことかといいますと、今の国のさまざまな政策の方向性というのは、国会の場でいろんな法律の提案等がなされ、意思決定がされて、政府として方向性が出てくるということでありますが、国によっては日本との成り立ちの違い、いろんな背景もあってのことは当然でありますけれども、国の重要な政策を決める場は、最終的な意思決定の場として国のトップ、日本で言うと小泉さんになるのですかね。総理と各自治体のトップの人たちの合同の会議で、国の基本的な方向性を決めていくという国の統治のあり方をしているところもあるわけであります。私は、やはり日本もこれからはそういった国の統治の方向性というのを目指していくべきというふうに個人としては思っておりまして、道州制というのはそういった意味で、今47都道府県があるわけでありますが、それが10か11ぐらいに大くくり化されて、そこがやはり国から多くの権限をもらう。もちろん主役は市町村です。話が長くなりますけれども。その道州のトップの人たちと国のトップが一堂に会して議論をして、日本という国の方向性を出していくというような流れへの第1歩にもなってくる大きな国家構想ではないかなと、このように思っているところであります。

それから、全く今度は現実的な、では具体的に一歩一歩何をやっていくのかというお話でございますが、これにつきましては先ほど五十嵐委員もおっしゃっておられたこと、私もそうだなと思います。私も冒頭言いましたけれども、今までは国が何かやってくれる、それを道が何かやってくれるのかなという発想ではなくて、皆様方ご自身が身の回りで、さっき渡邊委員がおっしゃいましたけれども、地域をつくっていくためにこういう方向を目指していきたい。そのために邪魔になる規制あるいは法律、そういったものがこういうことだなと。では、それをどういうふうに解消していけばいいのかというような、地域か

らの積み重ねのご提案というのが、まさにこれから必要になってくるのかなと思っている ところでございます。我々なりに今まで道民議論の中で積み重ねた身近な話題ということ で、先ほど子育ての分野における幼保一元化の問題、あるいはエゾシカ対策の問題、それ から我々雪国が必ず抱える除雪の問題、こういったものを典型的な事例として申し上げた わけでありますが、それ以外さまざまな地域、この広い北海道でございますので、それぞ れの地域課題があろうかと思います。そういったことのご議論の上に立ってさまざまなご 提案をいただければと思っております。もちろん、例えば、それとの関係でいえば、今回 大店法の後法のまちづくり三法が大胆な改正をされて、一定の規制が導入されるという国 の方針転換もあるわけでありますが、一つの考え方だと思います。私は、大店法を強化し て、必要な規制をもっと導入して、町並みづくりにもっと我々行政が関与をしていくとい う方向の重要性というのは、私も認識をするところでございますが、ただ、これをやると 何が起こるとかというと、「じゃ、面倒な北海道には進出せずに、青森県へ行くわ」「岩 手県へ行くわ」。そうすると、やはりこういった職業という産業も、大きな雇用の機会で ありますので、メリット、デメリットとあるのですよ、こういう政策をやる場合。そこは だから、十分に道民議論をしていかなければならない課題もありますが、ただ、いずれに いたしましても、ご提案は是非皆様方の身近な課題の中からお考えをいただければという ことを申し上げたいと思います。

以上です。

〇川城局長:

ありがとうございます。

あと残り、北海道特例の話もあるのですけれども。知事、お願いします。

〇高橋知事:

特例についてのご指摘がございました。私も全く思いは一緒でございます。特例を守っていかなければならないと思っております。しかしながら、この議論は、実は「国対北海道」という図式だけではなくて、「北海道対他地域」という部分もあるわけであります。他の地域からすれば、何で北海道だけがうまい優遇措置を持っているのだ。これは私どもが例えば青森だけに特例があったら、多分そう思うと同様のことで、平行思考していただければと思うのですが、そういうところがございます。

私は常に、道路特定財源についても、抵抗勢力と言われても北海道のためになることを主張するのだということを大きな声で言っておりますのですけれども、その意味では特例は維持しなければならない。何となればということで、いつも例示に挙げますのは、高規格幹線道路の整備率、これは、全国は6割にいっているけれども、北海道は4割にも満たないということを、大きな声で言います。しかし、その議論で理解していただく方々も多いことは事実でありますが、中には「そうは言っても……」と言って他の公共、インフラ整備の数字を挙げる、ちょっと勉強した道外の方もおられて、確かにその目で見ますと、上下水道の整備率とか道路の舗装率とかいろんな項目で見ると、相当やはり北海道は達成

が進んでいるという実態もあるわけであります。ですから、そういう中で私ども北海道として、この特例を維持ということを強く言っていくためには、相当我々自身も理論武装していかなければならないということは強く思っております。

それで、今回の道州制というのは、私は結果としてこの北海道特例ということについて 理論的な根拠を与えた。当面、最低10年ぐらいはここで維持をするということが確保され たわけでありますので、そういった意味で、道外にいろんなことを言う方々がたくさんい る中で、実質的にこの北海道特例が当面維持されたという意味は、この道州制の特区法案 の過程で出てきたのではないかなと、このように思っているところであります。

〇川城局長:

ありがとうございます。

最後になったと思いますけれども、ケネディが月への夢を語ったように、大きな夢を語るべきということが、ちょっと済みません、答えがまだ出ておりませんので、お三方の委員の中から、夢を語るということについての何かご意見ございませんでしょうか。やっぱり知事でしょうか。済みません。

〇高橋知事:

わかりました。細腕繁盛記でありますが、頑張っておりますけれども。夢ですよね。

やはり私は、この北海道が今は苦しいですよ。でも、10年後必ず地域間競争に勝って、全国一の地域になるという確信を持っております。そのことを実現するためにこの道州制という、この道州制だけが特効薬ではありません、いろんな道民の知恵を積み重ねて、みんなで頑張っていかなければならないわけでありますが、10年後の地域間競争を勝つための大きなステップになるのが道州制であると。だってこれは全国どこでもできないのですもの。もちろん一般法にはなっておりますけれども、まずは第1号として指定されるのは北海道でございますので、その意味ではこのチャンスというのを最大限使って、飛躍をしていくきっかけとしてまいりたいと思っております。

それにつけても、私どもよく前からも議論ございますが、北欧諸国というのは、私どもにとって多くの示唆を持っている発展のプロセスを経ていると思っております。どこの国でもそうですけれども、大体人口規模は北海道と一緒ですよね。それで北にある。気候が厳しいというのは同じであります。それでいて、1人当たりのGDP、富のぐあいは、日本全体の平均よりも高いところが多いわけでありまして、やっぱりこういった北欧の独立国に学ぶべきところを我々北海道も学びながら、私は一つ大きな教育だと思うのです。この国の逆境の中で、やっぱり頑張ってこの地域を高めていきたいという思いを持って勤勉に働く人たちが多いということが、多くああいった国々が独立国として逆境の中で頑張っている一つの大きな要素だと思っておりますが、そういったことを含めて、私ども北海道も必ず全国の中の地域間競争に勝てる地域として頑張っていきたいと、このように思っております。

それで、そういったことを含めて、私ども今、長期計画というものの策定の準備を道議

会とも議論をさせていただきながら進めております。道民参加の形でこれからの北海道の 夢のあるビジョンというのは、私一人でできるものではございません。皆様方のご意見も いただきながら、みんなで目指していくべき北海道を描いていきたいと、このように思っ ております。

〇川城局長:

ありがとうございます。

そろそろ予定の時間がまいりました。このやりとりを踏まえまして、済みません、最後のお一人ということで、何かございましたら。

では、最後の方、どうぞ。

〇民間人:

済みません。障害のある方を支援している者です。先ほどから北欧の話ですとか、いろいろとお話しいただいている中で、今、障害のある方がすごく苦しんでいます。皆さんご存じだと思いますけれども。この地域意見交換会も私は、飛び込みでというか、急に新聞の記事を見て一昨日申し込んだのです。先ほど知事が官僚に声が届かない、壁があると言っていましたけれども、私たちにしてみれば今台に上がっている方々もそうですし、来賓席に座っている人方に対してもそうですけれども、声がなかなか届きづらいのです。ここにいらっしゃる方も、本当に生活が困っているという人は見渡す限りどうなのでしょうか、いるのでしょうか。社会保障の問題については、何も今回お話が出ていなかったのです。資料の中にも少ししか載っていなかったということで、今日こういうことを予想できたので、最後にお時間をもらえるということでしゃべれる機会ができてすごくうれしいのですけれども、予想して手紙を今書いていたのです。知事にラブレターです。これを知事に受け取っていただきたいなというふうに思っています。これだけです。

よろしいですか、知事。受け取っていただけますか。

〇川城局長:

担当から。

〇民間人:

是非、大した文章うまくないのですけれども、ばっと書いたものなのでちょっと見ていただければと思います。済みません、失礼します。

〇川城局長:

ありがとうございました。

この例えばご意見とかお答えは後でもいいですか。今はよろしいですか。

ではこれはお預かりします。大変ありがとうございます。

社会保障を支援される立場の方からの声が届いていないのではないかというご意見がありました。手紙についてはまた後でご返事させていただきたいと存じます。

大変ありがとうございました。

五十嵐委員、どうぞ。

〇五十嵐委員:

今の社会保障論なのですけれども、声が届いていない、議論していないわけではないということだけ申し上げたいのです。私も介護保険や、障害者自立支援法についてかかわっていますし、もちろん北町長は、介護保険のときから広域連携をやっていますし、また今回、医療制度改革についても意見を言っている。我々としては、十分声を聞いております。ただ、北海道の特殊性もこれから議論していかなくてはいけないし、現場もきちんと確認をしていかなくてはいけないことがまだまだあります。将来構想を考えると、明らかに日本全体が高齢化し、少子化を迎える中で、どうやって年金、医療、介護、そして障害、これをうまくバランスさせていくのかというのは最大の課題だと思っております。これは道州制の中だけではなく、別にもまたずっと議論していきたいなと思っておりますので、その点だけは、申し上げたいと思います。ありがとうございました。

〇川城局長:

北町長、よろしいですか。

〇北委員:

よろしいです。

〇川城局長:

ありがとうございます。

それでは、予定の時間でございます。高橋知事と委員のお三方につきましては、ここで 退席をさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

最後に、事務局の方からご連絡を申し上げます。

道州制の検討の素材といたしまして、皆様のお手元に資料をお配りさせていただいております。いわゆる地域主権型社会のモデル構想案でございます。私どもでおつくりをして配らせていただいております。この案に基づきまして、今後いろんなご議論をたたき台としていただきたいというふうに考えておりますので、是非ご一読いただければ大変幸いに存じます。何かご意見などございましたら、是非いろいろな手法もございますので、お寄せいただきたいと存じます。

この意見交換会、1回、2回をやっておりまして、次回まだ予定が決まっておりません。 先ほどのお話もありましたように、新聞に載っていて初めてお知りになったという方もあ ろうかと思いますので、なるべく多く皆さん方にお知らせをしながら、次回以降させてい ただきたいと考えておりますので、また今後もどうぞよろしくお願いしたいと存じます。

今日はどうもありがとうございました。(拍手)